

請 求 人 殿

松原市監査委員 杉 井 卓 男  
松原市監査委員 三重松 清 子

住民監査請求に対する監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という）第 242 条第 1 項の規定により、平成 21 年 3 月 27 日付けで受け付けた住民監査請求については、平成 21 年 4 月 9 日付けの補正命令により同月 21 日に補正が行われ、監査した結果を同条第 4 項の規定により下記のとおり通知します。

第 1 請求の要旨

補正後の平成 21 年 4 月 21 日付け松原市職員措置請求書及び同年 6 月 8 日に行った地方自治法第 242 条第 6 項に規定する請求人の陳述の内容を総合した結果、その請求の要旨は、同市消防団員が災害現場における業務又は警戒若しくは訓練に従事した場合に支給された訓練手当（費用弁償）について、松原市消防団第 2 分団長の A により合計 5,400 円の費用弁償が不正に請求されたものであるから、松原市長が同分団長に対し当該訓練手当相当額を返還請求するよう求めたものである。

その内容及び理由として、まず第 1 に、平成 20 年 9 月 10 日に松原市消防団第 2 分団が実施した広報活動において、その分団員の B が従事していないにもかかわらず、同分団員が従事したとして 1 名分の訓練手当 1,800 円が不正に請求されているもので、その理由として、自動車運転日誌では広報活動車には 4 名が乗車していたとされているにもかかわらず、出動報告書では 5 名が従事していたとして報告がなされていると主張するものである。

第 2 に、平成 20 年 9 月 13 日に開催された松原市防災総合訓練に、同分団員の C が従事していないにもかかわらず、従事したものとして出動報告がなされ、1 名分の訓練手当 1,800 円が不正に請求されていると主張するものである。

第 3 に、平成 21 年 1 月 10 日に松原市消防団第 2 分団が実施した広報活動において、その分団員の B が従事していないにもかかわらず、同分団員が従事したとして 1 名分の訓練手当 1,800 円が不正に請求されているもので、その理由として、自動車運転日誌では広報活動車には 5 名が乗車していたとされているにもかかわらず、出動報告書では 6 名が従事していたとして報告がなされていると主張するも

のである。

## 第2 監査対象部局

松原市消防本部総務課

松原市消防団第2分団

## 第3 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成21年6月8日に請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、平成20年9月13日松原市防災総合訓練において、CではなくDが従事したとの主張がなされた。

## 第4 監査の実施

平成21年3月27日から平成21年6月8日まで請求書、事実を証する書面の記載事項及び関係書類を調査し、また、平成21年5月20日に関係職員（消防本部総務課長及び松原市消防団第2分団長）から陳述の聴取を行った。

## 第5 監査対象事項の決定

次の訓練手当の支給が違法又は不当な公金の支出に当たるかを監査対象とした。

- ・平成20年9月10日に行われた広報活動に係る訓練手当（費用弁償）
- ・平成20年9月13日に行われた松原市防災総合訓練に係る訓練手当（費用弁償）
- ・平成21年1月10日に行われた広報活動に係る訓練手当（費用弁償）

## 第6 事実関係の確認

監査対象事項に関し、松原市職員措置請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述内容並びに関係職員の陳述及び関係書類を総合的に勘案した結果、次のような事実関係を認めた。

### 1 平成20年9月10日に行われた広報活動に係る訓練手当

平成20年9月10日に行われた広報活動において、当日は屯所に5名集合し、広報活動を実施する予定であったが、団員1名から遅れるとの連絡があったので、4名で当該屯所を出発し、当該団員を乗車させ、広報活動を行った。

### 2 平成20年9月13日に行われた松原市防災総合訓練に係る訓練手当

平成20年9月13日に行われた松原市防災総合訓練に従事した団員数の誤りでなく、従事した団員名を誤って記載したものである。

なお、平成21年5月8日に誤って記載された団員に係る訓練手当（1名分）を松原市に返納するとともに、実際に従事した団員に対し訓練手当を同日に支給する手続を行った。

### 3 平成21年1月10日に行われた広報活動に係る訓練手当

平成21年1月10日に行われた広報活動に従事した団員数の誤りでなく、従事した団員名を誤って記載したものである。

なお、平成 21 年 5 月 8 日に誤って記載された団員に係る訓練手当（1 名分）を松原市に返納するとともに、実際に従事した団員に対し訓練手当を同日に支給する手続を行った。

## 第 7 監査委員の判断

下記のとおり、請求の主張には理由がない。

### 記

- 1 平成 20 年 9 月 10 日に行われた広報活動に係る訓練手当については、上記 6 の 1 のとおり、請求人の主張する事実は認めることはできない。
- 2 平成 20 年 9 月 13 日に行われた松原市防災総合訓練に係る訓練手当及び平成 21 年 1 月 10 日に行われた広報活動に係る訓練手当については、請求人の主張する事実が認められ、支給手続に不適切な部分があったが、上記第 6 の 2 及び 3 のとおり治癒されたものと解される。